		二十トン未満		二十トン以上三十トン未満		三十トン以上		
		8区	9区	10区	11区	12区	13区	14区
(十)けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	—	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(十一)底びき網を使用して営む漁業であって(十)に掲げるもの以外のもの	—	〇・〇七	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	〇・一〇	〇・一〇
(十二)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道松山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものに限る。）	九・一〇	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	一五・八九	一二・八九
(十三)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業であって(十二)に掲げるもの以外のもの	六・九〇	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	一八・八一	一三・一四
(十四)さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	五・八〇	三・四七	四・四二	三・〇五	五・四六	四・四一	一五・八五	一二・一八
(十五)さし網を使用して営む漁業であって(十四)から(十六)に掲げるもの以外のもの	三・八〇	二・八四	三・五八	二・四三	四・四一	三・四七	一四・二七	一一・二〇
(十六)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	五・二六	二・一六	二・七三	一・八三	三・四三	二・七三	一三・二七	一〇・九〇
(十七)はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	六・四〇	二・二八	二・九九	二・〇一	三・七六	二・九九	一五・八八	一二・七四
(十八)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	四・四〇	三・二四	二・七九	二・〇〇	三・七六	二・九九	一五・八八	一二・六四
(十九)はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	五・二〇	二・四三	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	一三・九二	一〇・九〇
(二十)さし網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	六・四〇	二・九五	二・九五	一・七九	三・二六	二・四二	一三・九二	一〇・八〇
(二十一)さし網を使用して営む漁業であって(二十)から(二十三)に掲げるもの以外のもの	四・三六	一・二〇	〇・九六	〇・六五	一・二〇	〇・九六	一〇・九二	八・八九
(二十二)さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	五・三〇	二・〇〇	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	一三・九二	一〇・八〇
(二十三)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業であって(二十二)に掲げるもの以外のもの	三・八〇	二・〇〇	二・九五	一・七九	三・二六	二・四二	一三・九二	一〇・八〇
(二十四)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道松山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものに限る。）	一・六〇	一・一六	一・三七	〇・九五	一・六八	一・三七	二・〇三	一・五二
(二十五)底びき網を使用して営む漁業であって(二十四)に掲げるもの以外のもの	一・六〇	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・七七	〇・五一
(二十六)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業であって(二十五)に掲げるもの以外のもの	二・九〇	〇・九五	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	一・四七	一・〇九
(二十七)さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	五・二〇	一・九〇	二・一三	一・〇九	二・八四	二・一三	三・四一	二・九二
(二十八)さし網を使用して営む漁業であって(二十七)から(二十九)に掲げるもの以外のもの	六・二〇	二・一〇	二・一三	一・〇九	二・八四	二・一三	三・四一	二・九二
(二十九)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十)はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十一)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十二)はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十三)さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十四)さし網を使用して営む漁業であって(三十三)から(三十五)に掲げるもの以外のもの	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十五)釣りによってさばをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十六)釣りによっていかをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十七)釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十八)浮はえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(三十九)はえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業であって(三十八)から(三十九)までに掲げるもの以外のもの	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇